

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた 適切な権利擁護支援

(1) 成年後見制度の見直し等を踏まえた 適切な権利擁護支援の実施

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施
- (2) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (3) 制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

II 地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 地域連携ネットワークづくりとその強化
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- (3) 意思決定支援の浸透
- (4) 担い手の確保・育成等の推進
- (5) 体制整備の推進体制

III 成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

- (1) 民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報
- (2) 関係者の理解促進のための取組

1. 補助の制度の位置付け①

現状と課題①

- 第二期基本計画においては、成年後見制度の利用促進について、単に制度利用者の増加を目的とするものではなく、全国どの地域においても尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものと整理されており、そのために、成年後見制度に限らず、地域における権利擁護支援策の一層の充実などの取組を進めていくこととされている。このような基本的考え方は、次期基本計画においても変わらないものと考えられる。
- また、第二期基本計画においては、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされていたところ、法制審議会における調査審議等を経て、令和8年6月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第45号。以下「民法等改正法」という。）が成立し、同月24日に公布された。
- 同法は、成年後見制度を利用する本人の判断能力が不十分であっても、本人の尊厳にふさわしい生活の継続や、本人の権利利益の擁護等を一層図るため、本人の自己決定をより尊重することを基本理念とし、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会情勢の変化に鑑み、成年後見制度をより利用しやすいものとするため、成年後見制度を本人にとって必要な範囲に限り利用を可能とするものである。
- 具体的には、包括的な代理権・取消権を有する後見の制度等を廃止し、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する補助の制度に一元化し、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となる。
- これにより、本人が亡くなるまで包括的な権限を有する後見人による財産管理等が行われるといった事案がほとんどであったこれまでの制度の利用方法が、大きく変わることが想定される。

1. 補助の制度の位置付け②

現状と課題②

○すなわち、これまでの典型的な利用方法である

① 法定後見制度のみを利用し続ける事案

② 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)等の支援から法定後見制度に移行する事案

に加えて、例えば、

③ 日常生活については地域福祉による支援を受けながら、それでは足りない部分につき補助人に必要な権限を付与するような事案(福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等の支援を継続しながら、遺産分割等の必要が生じた場合にそれに必要な代理権を補助人に付与し、遺産分割等が終了したら補助の制度の利用を終了するなど)

④ 補助の制度の利用を終了して地域福祉による支援に移行する必要がある事案(補助の制度を利用して福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等、必要な支援体制を整えた上で、補助の制度の利用を終了するなど)

も生じることとなるなど、補助の制度の利用方法が多様化するとともに、補助の制度の利用場面は制度利用の「必要性」が認められる範囲に限定されることとなる。このため、補助の制度以外の支援が必要となる事案が多くなると考えられ、地域における支援策の充実を図ることが、今後ますます重要になると想定される。

○こうした民法等改正法による制度改正に伴い、市町村や地域権利擁護相談支援センター(以下、単に「センター」という。)が実施すべき権利擁護支援の在り方についても、主に支援ニーズの精査や支援方針の検討の場面で、大きく変わることとなる。

○また、制度の担い手の役割についても、主として成年後見人としての包括的な権限行使がほとんどであった従来の役割から、個別の法的課題の解決という役割に変わることが想定される。なお、市民後見人について、成年後見制度の見直しによりその役割が限定的になるとの懸念も生じ得るが、意思決定支援を含む地域の権利擁護支援において幅広く活躍することが期待されること等を踏まえると、市民後見人養成研修修了者の役割は、今後ますます重要になると想定される。

対応案(施策)

① 成年後見制度の見直しに伴い、地域における権利擁護支援を適切に実施するために、民法等改正法の施行に向けて各家庭裁判所における制度運用の標準的な手続が順次示されることも踏まえながら、厚生労働省において、都道府県・市町村それぞれのレベルで必要となる対応や考え方について、新制度の施行までに順次マニュアルや通知等で示していくこととしてはどうか。

(参考) 補助の制度とその他支援策との関係性のイメージ

地域における権利擁護の支援体制に係るWG
(第2回)の資料を一部改編して再掲

民法等改正法の施行後、補助の制度の利用方法は多様化することが想定される。

これまでの支援のイメージ(法改正前)

これまでは、成年後見制度を利用した後に別の支援に移行することは、基本的に想定されなかった。

相談支援

パターン①

法定後見制度

パターン②

福祉サービス利用援助事業
(日常生活自立支援事業)
等

判断能力の低下を確認
支援ニーズの精査

法定後見制度

支援ニーズの精査

※ 法改正後も旧制度の利用を継続できる。

法改正による転換

これからの支援のイメージ(法改正後)

法改正後は、補助の制度と他の支援との併用や、補助の制度の利用後に別の支援に移行することも想定される。

相談支援

パターン①

補助の制度

「必要性が
継続している
こと」の確認

パターン②

福祉サービス・保健医療
サービス等利用援助事業
等

「必要性」等
の精査

補助の制度

パターン③

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 等

「必要性」等
の精査

(上記でカバーできない部分)

補助の制度

「必要性が
なくなったこと
の確認

パターン④

補助の制度

支援方針の
アセスメント
「必要性」がなく
なったことの確認

福祉サービス・保健医療
サービス等利用援助事業
等



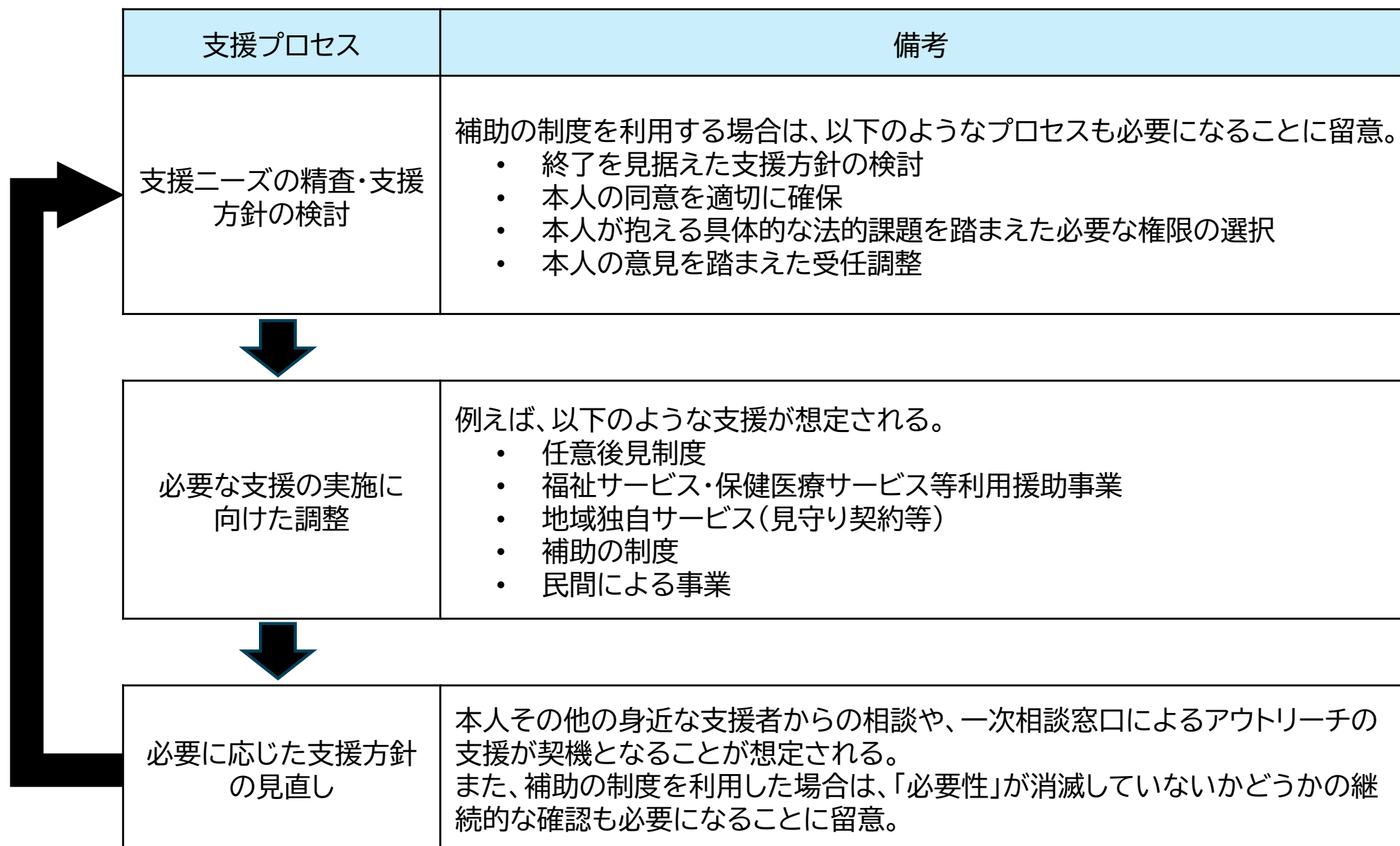
支援方針のアセスメント(新制度への移行も含む。)を適切に行うことや地域資源を充実させることが重要

2. 地域における権利擁護支援の在り方①

現状と課題

- 地域における権利擁護支援を行うに当たっては、本人のニーズに対応した支援が行われるよう、本人が抱える具体的な課題を把握、整理した上で、専門職による助言を受けながら、多様な主体が参加する支援チームによる支援方針の検討を行い、成年後見制度の利用が必要な場合は適切に同制度に繋げるとともに、他の支援が望ましい場合には、円滑に他の支援に繋げることが望ましい。
- また、自己決定の尊重という成年後見制度の見直しの趣旨や、補助の制度に一元化し、必要なときに必要な範囲に限り利用する制度となることなどを踏まえると、本人のニーズに対応した支援が行われるよう、これまで以上に、支援ニーズを精査し、その結果を踏まえて補助の制度の利用に限らない支援方針を検討することが重要となる。
- 補助の制度を利用する場合でも、成年後見制度の見直しの趣旨に沿った利用となるよう、制度利用終了後も見据えた支援方針の検討や、本人の同意の適切な確保、本人が抱える具体的な法的課題を踏まえた必要な権限の選択、本人の意見を踏まえた受任調整、制度利用の「必要性」が消滅していないかどうかの継続的な確認等を行う必要があることに留意する必要がある。
- また、支援ニーズの精査を踏まえて支援方針を検討した後は、当該支援方針に基づく支援が行われるよう、適切・迅速に支援実施機関等につなぐ必要がある。この際、補助の制度以外の支援を含めて支援方針を検討できるよう、市町村は、補助の制度以外の地域の福祉資源の充実を図る必要がある。
- さらに、必要な支援の実施後においても、本人や本人を取り巻く状況の変化により、支援方針を変更する必要性が生じる場合も当然に想定される。このような場合に、適切に支援方針の見直しが行われるような環境整備が重要となる。
- 市町村・センターにおいては、このような支援プロセス全体を適切に行うことが重要である。

(参考) 市町村・センターが実施する支援プロセス全体のイメージ



2. 地域における権利擁護支援の在り方②

対応案（施策）

- ① 厚生労働省は、市町村・センターの職員等が、本人が抱える具体的な法的課題を踏まえて、制度利用の「必要性」の有無や、制度利用する場合に必要な権限の選択について理解し、実践できるよう、法務省や最高裁判所と連携して標準的な申立事務の在り方等を整理した上で、新制度の施行までにその具体的手法を示すこととしてはどうか。
- ② 特に、一次相談窓口が適切に機能し、必要な情報を整理した上でセンターにつなぐことが重要であることを踏まえ、一次相談窓口の機能向上のための取組を検討することとしてはどうか。
- ③ 支援の実施後においても、状況変化等に伴い支援方針が見直されるよう、市町村・センター・一次相談窓口は、本人等から改めて相談があった場合は適切に相談支援等を行うとともに、必要に応じて、一次相談窓口等によるアウトリーチの支援を行うことを検討してはどうか。
- ④ 市町村・センターが関与していない親族後見人についても、適切な後見事務が行われるために、支援の必要性が生じる場面も想定されることから、厚生労働省は、このような親族後見人への支援方法について検討した上で、センターの運営マニュアル等において示すこととしてはどうか。

3. 継続的な制度利用の必要性の確認等①

現状と課題

- 上記のとおり、支援方針の検討を行った後においても、本人や本人を取り巻く状況の変化により、支援方針を変更する必要性が生じる場合も当然に想定される。このような場合に、改めて支援ニーズの精査が行われ、適切に支援方針の見直しが行われるような環境整備が重要である。
- これまでも、後見人等を含む支援チームは、本人や後見人等、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催するなどして、支援内容や今後の方針等について共有し、必要に応じて方針を再調整して役割を分担し、後見人等の選任後においても適切な支援が行われるよう取り組むことが望ましいとされてきた。
- また、市町村・センターは、支援の開始後、後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に応じ、必要に応じて、支援の調整や後見人等の交代、権限変更などの検討を行うなど、適切な支援が継続するよう、バックアップすることとしていた。これは、主に成年後見制度を利用した場面を想定しているが、成年後見制度の利用をしていない場面においても、同様であると考えられる。
- 民法等改正法の趣旨・内容を踏まえると、民法等改正法の施行後において、制度利用の「必要性」が消滅しているにもかかわらず制度利用が終了しない事案が生じないように、補助人を含む支援チームにおいて、継続的に制度利用の「必要性」の確認をする必要がある。
- また、市町村・センターにおいても、これまでと同様、制度利用の「必要性」の継続的な確認を行う支援チームに対し、必要に応じたバックアップを行うことが重要である。

3. 継続的な制度利用の必要性の確認等②

対応案（施策）

- ① 市町村・センターにおいては、地域資源を適切に把握するとともに、補助の制度以外の支援を実施する関係機関の協力も得ながら、制度利用中から利用終了後の地域生活を見据えた支援準備のための調整を進めるなど、必要に応じて、制度利用の終了に向けた支援チームへの支援を行うことが重要ではないか。
- ② このため、厚生労働省は、市町村・センターの事務負担に配慮しつつ、その手法等をセンター運営マニュアル等で示すこととしてはどうか。
- ③ 支援ニーズの精査及び支援方針の検討に必要な情報（本人の福祉に関する情報等）や、補助人交代や補助の制度の終了等も含めた継続的な支援方針の見直しに必要な情報の共有の方策について、補助人の交代や補助の制度の終了が家庭裁判所による判断事項であることを前提に、本人情報シートの本来的な位置付けや成年後見制度の見直し後の運用実態を踏まえた情報共有の在り方等を総合的に考慮の上、どのようなものが望ましいか整理することとしてはどうか。

4. 任意後見制度

現状と課題

- 任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、本人があらかじめ自ら選んだ者との契約により、将来の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について代理権を付与しておく制度である。本人が支援を受ける相手や支援内容を自ら決定することができるものであり、本人の自己決定の尊重を具体化する重要な権利擁護支援の仕組みとして位置付けられる。
- また、高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加等が進む中で、将来の判断能力低下に備える仕組みへの社会的ニーズは今後一層高まると考えられる。任意後見制度は、そのようなニーズに対応し、本人が望む生活の継続を支えるための有効な選択肢であり、地域における権利擁護支援の重要な構成要素として、その活用を促進していくことが重要である。
- さらに、民法等改正法により、任意後見監督人の選任を要しない場合が設けられたこと、補助の制度との併用が可能となったことなど、制度の利用しやすさの向上に資する見直しが行われた。これにより、本人の意向や生活状況に応じて、任意後見制度と補助の制度を組み合わせるなど、柔軟な活用が可能となる。
- 今後は、こうした制度の趣旨や改正内容について広く周知するとともに、地域において本人や家族が将来の備えとして任意後見制度を選択できる環境整備を進めることが重要である。

対応案（施策）

- ① 厚生労働省及び法務省は、任意後見制度が本人の自己決定を尊重する重要な権利擁護支援の仕組みであることや、制度改正により利用しやすさが向上したことについて、市町村、センター、福祉関係者等への周知を進めることとしてはどうか。
- ② 厚生労働省は、市町村及びセンターが、本人や家族に対し、任意後見制度を含む様々な権利擁護支援の選択肢を適切に提示できるよう、相談支援の在り方や先進的な取組事例の共有等を進めることとしてはどうか。
- ③ 法務省及び厚生労働省は、制度改正後の利用状況を把握するとともに、適切な利用の促進の観点から課題を整理し、必要な対応について検討することとしてはどうか。

5. 家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能の強化

現状と課題

- 成年後見制度は、家庭裁判所による審判及び監督の下で運用される司法制度であり、その適正な運用を確保することは家庭裁判所の重要な役割である。
- 民法等改正法により、成年後見制度は、本人に必要な範囲に限り利用し、利用の必要がなくなった場合には終了することができる制度へと見直された。こうした新たな制度趣旨を実現するためには、家庭裁判所において、制度利用開始時のみならず利用継続中及び利用終了時を含め、適切な制度運用及び監督が行われることが期待される。
- 特に、民法等改正法の施行に当たっては、制度利用の「必要性」の判断や制度利用終了に向けた審判の在り方、経過措置の運用等について、民法等改正法の趣旨に照らした運用がされるよう、実務上の運用を十分に整理していくことが求められると考えられる。
- また、補助の制度の利用終了後において引き続き地域の支援が必要な方を適切に地域の支援につなぐという観点から、制度利用の終了に向けた審判等の制度運用を行う家庭裁判所と、権利擁護支援の一環として補助の制度の利用等の支援も行う市町村・センターとの連携については、これまで以上に重要となると考えられる。

対応案（施策）

- ① 厚生労働省は、社会保障審議会福祉部会報告書の整理も踏まえながら、成年後見制度の見直し後における市町村・家庭裁判所双方の事務負担に配慮しつつ、最高裁判所の協力を得て、家事事件手続法に基づく照会への対応や、家庭裁判所と市町村・センターとの間で、それぞれの役割・機能を踏まえた双方向の情報共有に資する取組の在り方について、センター運営マニュアル等で示すこととしてはどうか。
- ② 家庭裁判所における適切な制度運用及び監督に資するよう、市町村及びセンターは、地域の福祉資源や支援体制の状況について把握し、必要に応じて家庭裁判所との情報共有を図ることが考えられるのではないかと。